

許可番号第05810001314号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 吉田 雄 人



許 可 の 年 月 日 平成29年6月25日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成34年6月24日

COPY

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること）

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、施行令第2条第13号に掲げる廃棄物（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上17品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（別紙のとおり）

3. 許可の条件

(1) 保管は容器保管で行うこと。

(2) その他、事業計画に記載のとおり行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 6月25日 許可の更新

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

## 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地

- ① 所在地 横須賀市内川2丁目5番50号  
面積  $27\text{ m}^2$   
産業廃棄物の種類 汚泥及び金属くず（廃乾電池及び廃鉛蓄電池に限る。）  
保管上限  $12.6\text{ m}^3$ （ドラム缶で63本）  
積み上げ高さ ー
- ② 所在地 横須賀市内川2丁目2番2号  
面積  $7.5\text{ m}^2$   
産業廃棄物の種類 廃油  
保管上限  $7.5\text{ m}^3$   
積み上げ高さ 1m
- ③ 所在地 横須賀市内川2丁目5番50号  
面積  $30\text{ m}^2$   
産業廃棄物の種類 廃油、廃酸、廃アルカリ（医療関係機関等から排出される非感染性産業廃棄物で容器入りのものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（医療関係機関等から排出される非感染性産業廃棄物であるものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
保管上限  $24\text{ m}^3$ （ $8\text{ m}^3$ コンテナで3台）  
積み上げ高さ ー
- ④ 所在地 横須賀市内川2丁目2番2号  
面積  $144\text{ m}^2$   
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
保管上限  $112\text{ m}^3$ （ $22\text{ m}^3$ コンテナ2台、 $16\text{ m}^3$ コンテナ3台、 $10\text{ m}^3$ コンテナ2台）  
積み上げ高さ ー

